

●香川県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年11月5日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成22年11月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 粉所西中徳線（167号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原下第2号字 奥野390番1地先から	前	9.8~10.2	25	道路改修工事に伴う現 道拡幅のため平成10年 香川県告示第148号で 変更した区域の変更
高松市塩江町安原下第2号字 奥野390番1地先まで	後	10.2~13.0	25	